

認知症個別訪問相談事業

趣 旨: 認知症個別訪問相談事業は、認知症ケア・認知症の方の口腔ケアや介護方法などに課題を抱える加盟施設からの申し出に応じ、認知症ケア援助者(SV)を直接事業所に派遣し、認知症ケアの現場における課題を解決するためにスーパーバイズを行い、事業所の認知症ケア・介護のスキルアップを目的とする。

内 容: 認知症ケア・認知症の方の口腔ケアに係るケアの方法、ケアの視点、家族支援、介護方法等の課題や悩みに対し、SVが事業所を訪問し必要な認知症ケア・認知症の方の口腔ケアに係る援助や課題を解決するための助言を行うものとする。

実施主体: 本事業の実施主体は一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟(以下、市老連とする)とする。

対象施設: 市老連 加盟施設

認知症ケア援助者: 認知症介護指導者またはそれと同等の知識を有する者。

実施方法: 市老連は、事業所からの相談を受け受付票を作成する。事業所からは申請書の提出。受付票をもとに認知症ケア援助者(SV)と審査し、事業所へ認知症ケア援助者(SV)を派遣する。終了後報告書の作成。

訪問日: 月1回 (指定日時)原則:午前1施設・午後1施設 (2施設まで)

相談料: 訪問相談(2時間まで) ¥ 15,000

《 実施関係帳票 》※まずお電話でお問合せ

(申請) 認知症個別訪問相談を希望する事業所は、認知症個別訪問相談事業申請書を市老連に提出する。(様式第1号)

※ 市老連は、事業所からの電話相談内容を認知症個別訪問相談事業受付票に記載。(様式第2号)

(決定) 市老連は、認知症個別訪問相談事業受付票をもとに認知症ケア援助者(SV)と審査し、その緊急度等に配慮し決定する。認知症個別訪問相談事業決定通知書によって事業所へ通知する。(様式第3号)

(報告) 訪問相談が終了すれば、認知症個別訪問相談事業報告書を作成する。(様式第4号)

※ 申込施設(先着3施設)は、フォローアップ訪問を含む